

津山工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成25年 3月27日
規程第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員及び学生等の就労・修学及び教育研究に関する権利及び人権を保障することを目的として、本校におけるハラスメントの発生を防止するための措置並びにハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）について、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的及び性差別的な言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメント 教育上、研究上、修学上の権力関係又は上下関係等を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- (4) パワー・ハラスメント 就労上の権力関係又は上下関係を利用して行う嫌がらせや不適切で不当な言動をいう。
- (5) その他のハラスメント 前3号に準じる嫌がらせや不当な言動等をいう。

(校長及び監督者の責務)

第3条 校長は、本校におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 教職員及び学生等を監督・指導する地位にある者（校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、学科長、事務部長、課長及び技術長とし、以下「監督者」という。）は、本校におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員及び学生等の責務)

第4条 教職員及び学生等は、機構規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める指針等に従い、いかなるハラスメントも行ってはならない。

2 教職員及び学生等は、ハラスメントの解決に向けて協力を求められた場合は協力しなければならない。

(防止委員会)

第5条 本校に、ハラスメントの防止等を適切に実施するため、津山工業高等専門学校ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントの防止等に関する基本的事項

(2) ハラスメントの具体的事案への対応に関する重要事項

(3) その他校長が必要と認めた事項

3 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 校長

(2) 教務主事

(3) 学生主事

(4) 寮務主事

(5) 専攻科長

(6) 事務部長

(7) 校長が必要と認める者（第6条に規定する相談員を除く。）

4 防止委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

5 防止委員会委員長（以下「委員長」という。）は、防止委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。

7 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 委員長は、必要であると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（相談員）

第6条 本校に、教職員、学生等及びその関係者からのハラスメントに関する相談に対応するため、相談員を配置する。

2 相談員は、相談者から相談を受けたときは、当該苦情相談に係る問題の事実関係等の把握に努め、及び相談者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

3 相談員は、校長が任命する。

4 相談員の任期は1年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

（相談及び処理）

第7条 相談員は、相談があった場合は、委員長に迅速に報告しなければならない。

2 委員長は、相談員からの報告を受けた場合は、その対応について検討し、必要な措置を講じるものとする。

3 委員長は、前項の検討の結果、調整を行う必要があると認めた場合は、第8条に定める調整を行うものとする。

4 委員長は、第3項の検討の結果、調査を行う必要があると認めた場合は、第9条に定める調査を行うものとする。

（調整）

第8条 委員長は、ハラスメントの具体的事案に関し、公平な立場で解決法を模索するため、双方のプライバシーに配慮しつつ、関係者から情報収集を行うことができる。

2 委員長は、当該職場の監督者に対し、相談者の緊急保護措置（指導教員、研究室、就業場所の変更等）、その他の就労・修学上の措置、加害者とされた者への指導等を行うよう勧告することができる。

3 前項の勧告を受けた監督者は、調整の経過・結果を委員長に適宜報告又は協議しつつ、

その責任と権限において、迅速に適切な措置を取るよう努めるものとする。

(調査委員会)

第9条 委員長は、ハラスメントの具体的事案に関し、調査を行う必要が生じた場合は調査委員会を設置し、相談内容の事実関係を把握するための必要な調査を行う。この場合、必要に応じ監督者に連絡するとともに協力を要請することができる。

2 調査委員会は、次の教職員を委員として構成する。

- (1) 防止委員会の中から校長が指名する者
- (2) 相談員の中から校長が指名する者
- (3) その他校長が必要に応じて指名する者

3 調査委員会に調査委員会委員長を置き、前項第1号の委員の中から委員長が指名する。

4 調査委員会委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

5 調査委員会委員長は、調査結果を速やかに委員長に報告するものとする。

(ハラスメントの行為に対する措置等)

第10条 委員長は、ハラスメントの具体的事案に関し、必要があると認めた場合は防止委員会を開催し、処分又は就労上若しくは修学上の環境の改善等の適切な措置を講ずるものとする。

2 委員長は、懲戒処分に係る審査を行う必要が生じた場合は、審査を行うこととする。

3 委員長は、学生に係る懲戒処分の審査を行う必要が生じた場合は、学生主事に審査を委任する。

(プライバシー等の保護及び守秘義務)

第11条 防止委員会委員、調査委員会委員、相談員及び関係者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 調査に協力した教職員及び学生等は、調査の内容について他に漏らしてはならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第12条 校長、監督者及びその他の教職員は、相談及び調査等において正当な対応をした教職員、学生等及び関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第13条 ハラスメントの防止等に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 津山工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年7月1日規程第2号)は、廃止する。